

ホタル通信

<小山のホタルと自然を守る会>

No. 65 2008. 12. 21

会長 井上誠一

(***)

事務局 柿澤澄夫

(***)

11, 321名の請願署名 町田市議会で採択される。

11, 321名の方の署名を頂いた「片所谷戸の自然を保護し、緑豊かな環境づくりを求める請願」が、12月19日、町田市議会に於いて、採択されました。

多くの方のご協力をいただきました。

この間、ほんとうに多くの方にご協力を頂き、また、多くの方に谷戸を訪れて頂きました。

小山連合町内会の各町内会の皆様には全面的に協力していただき、多くの署名を頂きました。町内会の会長さんは、会員の方に、ご自身で依頼状を書かれ、署名に取組んでいただきました。町内会の会員の方の中には、町内会の取組みを超えて、ご自身で署名を集めて下さる方が何人もおられました。

町田市を超えて、南大沢の四季の丘自治会様を始め、八王子・立川や相模原の多くの方々が、署名に取組んで下さりました。

子ども会の方々には、まさにご自身のこととして取組んで頂き、署名困難な地区まで訪問し、多くの署名をしていただきました。

PTAの方々にもご協力いただきました。まちだテクノパークやTEXegをはじめ谷戸周辺の多くの企業の方々にもご協力を頂き、多くの署名を頂きました。

また、ホタルの会の会員に依頼されて署名に取組んで下さった多くの方がおられました。

ほんとうに有り難うございました。

多くの方が谷戸を訪問、署名活動

町田市及び相模原市や八王子市・立川市の自然保護団体の方々、また環境や平和問題に取組んでおられる多くの方が谷戸を訪れ、視察をされ、励まされ、署名にも取組んで下さり、多くの署名を頂きました。議会へ提出の後、速達で署名を送って下さった方もおられました。感謝いたします。



東京都環境局長、片所谷戸を視察 08.12.4

東京都環境局長 谷戸を視察

東京都の環境局が片所谷戸を視察されるのは、3回目になります。前2回は部長さんが見えましたが、今回は局長さんが来られました。

7月に、都庁の環境局へ行き、片所谷戸の自然保護を要望したとき、局長さんは、「強力に(地権者を)指導する。」と言われました。12月4日には、谷戸を訪れ、ホシザクラ・ヤブザクラ等の自生群生の様子を、実際に見て行かれました。

6会派全部が紹介議員

この請願を、12月5日、議会事務局に提出しました。提出に先立ち、各会派へお伺いし、請願の主旨を説明すると共に、請願へのご協力と紹介議員になっていただくことを依頼しました。

各会派とも快く承諾され、6会派全部が紹介議員になって下さいました。

記者会見をしました。

署名提出後、記者会見をしました。朝日、東京、毎日、読売の4社が応じて下さり、各社とも独自の取材と共に12月6日の多摩版の記事となりました。

記事は「小山のホタルと自然を守る会ホームページ：<http://www.oyama-hotaru.com/>」に掲載してあります。

市長 具体的答弁

12月4日本会議で、片所谷戸の保全についての質問がありました。

7月に市長にお会いし、要望をお伝えしたときは「全面的に、市で購入したいと思っている。」と言っていましたが、今回の議会での答弁は、「一部購入を視野に入れて・・・」(裏面に詳しく掲載)と、より具体的になってきていました。

建設委員会で審議、満場一致で採択

12月10日、建設常任委員会は、審議に先立ち、市の都市づくり部と一緒に、短い時間でしたが、谷戸の視察に来られました。審議の中で、「あの谷戸の自然を保護するためには、東の林も残さなくては・・・」(審議の様子は、裏面に掲載)等の意見がありました。まさしく私たちの主張通りです。

12月19日、本会議において採択

(詳しくは裏面をご覧ください。)

これからです!

請願が採択されたと言うことは、市長、議会、行政、市民が一体となって、片所谷戸の保全に対応しようと言うことです。

先ず、第一に、地権者の方に理解していただかなくてはなりません。そして少しでも多くの谷戸と林を残していただかなくてはなりません。

頑張りましょう!

町田市議会 インターネット議会中継録画より
平成20年第4回定例会 平成20年12月4日(木)
一般質問

佐藤伸一郎議員 【片所谷戸の保全について】

この土地区画整理事業なのですけれど、ほんとにこの地権者の方々は多くの地元の人たちが参加されているのです、この事業地内を保全している人たちも又地元の人たちなのです。ほんとに地域において利害がぶつかり合って、争いがないように、この事業、事業が進むなかで、しっかりと片所谷戸が保全されることを願っているのです。

今日、午前中10時より11時まで、この1時間の間に東京都の担当局長が現地に来ていただきました。それで現地視察をされて、局長さんがこうやって来て頂けるというのは、それだけ片所谷戸が、何回も何回も申し上げさせて頂きましたけれど、貴重生が世界級だということなのです、そのなかで東京都さんも認識されていると言うことです。

そこで町田市としても、今後保全に向けて、一生懸命努力して頂きたいと思うのですが、どのように取り組んでくれるのか市長、お考えがございましたら、お願い致します。

市長 (石坂丈一)

最近の大地尺とちがって、ここは、一度行ったことがあります、状況は分かっております。

町田市としまして、実はこの地域については、市の方針として、地権者あるいは、関係者の皆様、この片所の谷戸周辺の自然環境の保全について、ご協力いただけないかということで、いろいろお願いをしております。

先ほど部長のほうから答弁いただきましたが、準備会としても私どももお願いにつきましては、自然環境を配慮した、土地区画事業ということを検討して頂けると理解しております。

一部でございますが、土地所有者の方、地権者の方が、それこそ前向きなご提案もございます。

私どもとしては今後、部長がお答えした通り、今、自然環境調査をやっている最中でございますので、その結果も踏まえて、場合によっては土地の一部を町田市が取得すると言う事も、視野に入れて対応していきたいと、いうふうに考えております。

平成20年第4回定例会 平成20年12月19日(金)

【建設常任委員会審査報告・質疑・表決】

【建設常任委員長 細野龍子議員より審査報告】

次に請願 第18号 片所谷戸の自然を保護し、緑豊かな環境づくりを求める請願について申し上げます。

まず、本請願の願意の実現性・妥当性についての担当者の意見は次のとおりです。市は、土地区画整理事業を予定している地権者の方々へ、谷戸周辺の自然環境の保全について、これまでお願いしてきた。土地区画整理の準備会としても、市からの要請に対し、自然環境の保全を配慮した事業を検討してもらえるものと市は理解している。請願では、保全を求める範囲が明確に示されていないが、市としては、現在、準備会で進めている自然環境の調査の結果等を踏まえ、場合によっては市で一部の土地を取得することも視野に入れ、緑地保全と土地区画整理事業がシナジーよく両立できる計画を関係者と調整していきたいと考えているとのことでした。

まず、委員より、本当に多くの地元の人たちが、この区画整理

事業の準備会に参加をしている。その気持ちを十分考えた中で調整に当たって欲しいと思っているが今後の対応がどのようになるのか、との質問がありました。

担当者の説明によれば、市として何が出来るかというのを真剣に考えながら調整をしていく必要があると考えている、とのことでした。

次に、委員より、現地視察を行い、東側の雑木林が谷戸の生態系に、ある意味非常に大きく寄与していると実感した。中側だけの谷戸の部分だけで、果たして本当に生き残れるのかと、むしろ心配になったが、区画整理の問題と両方あるため、簡単な問題ではないと思うが、市の取得区域の拡大というものを見つけていかないと意味がないと思うが、との質問がありました。

担当者の説明によれば、今環境調査も行っており、その調査結果を踏まえて、十分調整していきたいと考えている。しかし、一方で、区画整理の事業者、地権者の考えもあるため、十分調整していきたいと考えているとのことでした。

次に、委員より、市として、この自然を残し、部分的にせよ、地権者との合意に傾くならば、購入の方向で考えていくということでのよいのかとの質問がありました。

担当者の説明によれば、自然環境調査の結果を踏まえて、調査しながら、地権者と話し合いを整う可能性のあるならば、購入の方向で考えていきたいとのことでした。

これに対して、委員より、区画整理の中の一部の土地を市が取得し、谷戸として保全をする形もあり得るということでのよいのかとの質問がありました。

担当者の説明によれば、区画整理の準備会が発足しているため、区画整理を中止するということは難しいというふうには判断しているが、谷戸として保全をする形も可能だと思うとのことでした。

次に、委員より、以前、類いの請願が忠生等であったと思うが、そのときは、請願が採択されたけれども、なかなか進まないという状況があったかと思う。今回、部署としては、しっかりと動いていくということでのよいのかとの質問がありました。

担当者の説明によれば、忠生のところは経過が違うと思う。ここは民地だった部分が、新しく区画整理事業ということで出てきている。現地の谷戸の状態も含めて、これからその地権者の方とも調整をしていきたいと考えているとのことでした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全一致をもって採択すべきものと決しました。

いじょうで、建設常任委員会の報告を終わります。

議長 (井上正行) 委員長の報告は終わりました。

これより質疑入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 (井上正行) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論入ります。討論の通告はありません。ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 (井上正行) これをもって討論を終結いたします。

これより表決入ります。

請願第18号を採決いたします。本請願に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立をもとめます。起立全員であります。よって本請願は委員長の報告どおり決しました。